

聴覚障がい者の人権～意思疎通支援事業について～

4月14日、16日に最大震度7を記録した平成28年熊本地震は、熊本県に大きな被害をもたらしました。現地では、避難所などでの情報伝達が口頭やアナウンスで行われており、聴覚障がい者に必要な情報が伝わりにくく、コミュニケーションが取れないことで、必要な支援が受けられないなどの問題が発生しています。

また、平成23年の東日本大震災発生時、聴覚障がい者が必要な情報を得られず取り残されるという事態が、複数の市町村で確認されています。そのほか、小都市においても今年の1月に大雪が観測された際、聴覚障がい者が必要な交通情報などを得られなかったことが報告されています。

平常時はもちろんですが、災害時に情報伝達が滞ると、聴覚障がい者の生命や身体がおびやかされることになりかねません。

あなたにもできること

皆さんにお願いです。聴覚障がい者が以下のようなことで困っていたら、あなたにもできることがあります。

1. **声をかけられても気がつかないことがあります**
うしろから呼びかけても振り向かなかつたら、聴覚障がい者かも知れません。
→そばに行き、肩を軽くたたくなどして目を合わせてください。
2. **災害時、警報や放送が聞こえません。特に寝ていると外の様子がわかりません**
→まわりの人が文字に書いて伝えてください。
3. **避難先で、物資や食糧の配給など、大切な連絡や情報が伝わりません**
→連絡の内容を紙に書いて提示するか、掲示板に貼り出すなどしてください。
4. **手話ができなくても、聴覚障がい者に伝えることは可能です**
→口をはっきり動かし、身振りを交えて情報を伝えてください。
地面や手のひら、空間に文字を書いても聴覚障がい者はわかります。
5. **筆談をするときには、次のことに配慮してください**
 - ①「はい」「いいえ」または具体的に答えられるよう質問する
 - ②必要なことだけを簡潔にまとめて書く
 - ③漢字を適切に使い、抽象語や二重否定は使わない



一人ひとりの違いを認め合い、誰もが幸せに平等に生きていける社会をめざして、聴覚障がい者の思いを知り、理解を深めていきましょう。

「意思疎通支援事業」を実施しています

市では「地域生活支援事業」の必須事業の一つとして、「意思疎通支援事業」を実施しています。

「意思疎通支援事業」には、次のようなものがあります。

- ①「手話通訳者設置事業」
福祉課に手話通訳者を配置し、来庁される聴覚障がい者の方に対して手話通訳を行っています。
- ②「手話通訳派遣事業」
あらかじめ登録された聴覚障がい者の方からの申請を受けて、手話通訳者を派遣しています。
- ③「要約筆記者派遣事業」
あらかじめ登録された聴覚障がい者の方からの申請を受けて、要約筆記者を派遣しています。

手話奉仕員を養成する講座を開催しています

【日時】6月16日までは毎週月・木曜日、6月23日～12月15日は毎週木曜日

午後7時30分～9時30分

【会場】あすてらす会議室3 ※会場は変更になることがあります

【対象者】高校生以上の市内在住・在勤者で講座修了後にボランティア活動に参加できる人

※詳細はお問い合わせください



●問合せ先 福祉課障がい者福祉係 ☎72-2111内線442 ファクス73-2555